

「動植物データから生物多様性保全エリアを考える」パネル展運営業務仕様書

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「動植物データから生物多様性保全エリアを考える」パネル展運営業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が業務担当員を経由して委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を充分理解したうえで、業務を実施すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務日程表

受託者は契約締結後すみやかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

6 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

7 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

8 打合せ

- (1) 打合せはその結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者と業務担当員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

9 完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることはできない。ただし、印刷物について、受託者が自社で作成できない場合は、受託者の責任により再委託を認める。再委託する場合は、履行確保の観点から、再委託先及びその業務を把握する必要があるため、受託者は委託者に申出書を提出し、承認を得ること。
- (2) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (4) 本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (5) 受託者は、札幌市に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。
- (7) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。
- (9) この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者双方が協議し、処理すること。

Ⅱ 業務委託内容

1 業務名

「動植物データから生物多様性保全エリアを考える」パネル展運営業務

2 業務の趣旨

札幌市では、平成 25 年 3 月に「生物多様性さっぽろビジョン（令和 6 年 3 月改定）」を策定し、生物多様性の保全のため、体系的・総合的な施策を推進している。

(URL : <https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/vision2024.html>)

本業務では、本市が保有する動植物データや地形情報等をもとに、GIS を活用してレッドリスト掲載種をはじめとした希少種を含むエリアや、札幌市の指標種等が含まれる地域的な特徴を示したエリア等、今後生物多様性保全上重要なエリアあるいは生物多様性保全活動に資するエリアの抽出方法を検討し、結果をまとめたパネル展を開催することで、市民が生物多様性保全に興味関心を持つきっかけとするとともに、札幌市内に生物多様性が残るエリアについても考える機会とすることを目的とする。

3 業務内容

(1) 事業全体の企画、運営

委託者より提供される動植物データを確認し、本事業全体の計画を作成するとともに、計画に基づき円滑に運営を行うこと。

なお、パネル展の開催場所、期間は下記の通りである。

開催日：令和 9 年 2 ～ 3 月 の金曜日・土曜日（計 2 日間）

開催時間：10 時 00 分～17 時 00 分

開催場所：札幌駅前通地下広場 憩いの空間（2 区画）

※開催場所の仮押さえは委託者が行い、利用料金の支払いは受託者が実施する。

(2) 展示内容の検討

①既存データの整理・解析

委託者より提供される動植物データを元に、札幌市の既存保護区や生物多様性保全上重要だと考えられる地域との関係性を踏まえ、生物多様性保全エリア抽出の考え方の整理や解析を行う。これらを元に、パネル展示素案を作成し、委託者の了承を得ること。

②有識者ヒアリング

①の成果を元に、パネル展の主要なテーマである生物多様性保全エリアの抽出方法や評価基準等について、有識者計 8 名以上に意見聴取を行うこと。意見聴取の方法は対面あるいはオンライン（ただし、画面上で有識者を確認できる方法に限る）で実施する。有識者の選定については受託者より提案の上、委託者と協議して決定するものとし、有識者とのスケジュール調整や謝金の支払いは受託者が行うこと。有識者への意見聴取内容と人数については概ね下記表のとおりとする。

意見聴取内容	有識者数
エリア抽出上特徴的な動植物（昆虫、植物）について	2
札幌市の地形情報等を考慮したエリア抽出法について	2

札幌市の将来的な生物多様性保全目標について	2
エリア抽出の評価基準について	2

③生物多様性保全エリア抽出の方針の整理

有識者から聴取した内容を元に、生物多様性保全エリア抽出の評価手法や考え方を整理し、展示内容として約 10 テーマを委託者と協議して決定すること。展示内容は、生物多様性さっぽろビジョンに適合させることとし、令和 9 年 1 月 22 日（金）までに決定すること。

(3) 展示物の製作及びレイアウトの作成

開催日の 2 週間前までにパネル展示最終案を委託者に提示し了承を得た上で、展示物製作などを行うこと。展示制作物は概ね下記内容を想定しているが、制作物の中に委託者が実施するアンケートへのリンク設定(二次元コードを想定)を含めること。

・展示制作物の内容（予定）

- パネル展のタイトル・趣旨を記したポスター 1 枚
- 生物多様性上重要あるいは特徴的なエリアの抽出例など、(2)③で作成した約 10 テーマのうち 3 テーマについての説明ポスター 3 枚以上
- 本業務で解析・検討した全テーマの情報を確認できる WebGIS マップ（ArcGIS Online システム使用） 1 式

※ ポスターはいずれも B1 サイズとする

(4) パネル展の実施

(1) の日程でパネル展を実施すること。設営・撤去については開催日の開催時間前・開催時間後に行うものとする。また開催時間において解説員 1 名を配置し、パネル内容等に関する来訪者からの質問に対応すること。

なお、ポスターの掲示に必要なパネル等は委託者が用意するが、GIS マップの動作に必要なパソコン等の物品は受託者が用意するものとする。

(5) 報告書の作成

報告書（電子データ）及び必要に応じて補足資料等を作成し提出すること。報告書には委託者が実施したアンケートの結果、パネル展示内容が明確にわかる画像、展示物制作に使用したパネルのデータ及び GIS データを含むこと。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）までとする。

5 委託成果品

業務報告書及び制作物の電子データ（DVD-R） 1 枚

6 業務担当者

環境局環境都市推進部環境共生担当課 大澤、小島 TEL 011-211-2879